

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

令和3(2021)年10月15日

栃木県人事委員会委員長 井澤 晃太郎

本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与関係について、職員給与と民間給与を比較した結果、月例給については、職員が民間を僅かに上回っていましたが、その較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととしました。また、特別給（ボーナス）については、職員が民間を0.13月分上回ったことから、支給月数を0.15月分引き下げることとしました。

公務運営関係については、公務員倫理の徹底、良好な勤務環境の整備、人材の育成・活用及び定年の引上げについて報告しました。

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、職員の給与を社会一般の情勢に応じた適正なものにする機能を有しております。また、職員の給与を人事委員会勧告により適切に決定することは、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的・安定的な運営に資するものであります。

職員においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や豚熱等の家畜伝染病の発生など非常事態が度重なり、その対応に日夜奮闘している中、昨年度に続いて特別給の引下げという厳しい内容の勧告となりましたが、全体の奉仕者として、常に強い使命感と倫理観を持ち、県民の信頼と要請に応えられるよう、公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思います。

県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じ県民生活の安定・向上に寄与していることについて、十分な御理解をいただきたいと思います。